

## 令和4年度第1回建設廃棄物部会運営委員会 議事録

日 時：令和4年5月11日(水) 14:00～15:30

場 所：全国産業資源循環連合会 会議室 (web 会議とのハイブリッド開催)

出席者：浜野廣美 (部会長)、文 盛厚、藏本 悟、細沼順人 (以上、副部会長)  
福岡秀樹、梅原義隆、東條智之 (以上、運営委員)

事務局：森谷 賢、香川智紀、日浦朋子

### 【配付資料】

#### 議事次第

#### 出欠表

- 資料 1-1 建設汚泥再生品等の有価物該当性に係る認証業務「認証した施設・再生品の一覧」、「認証申請受理の一覧」  
(振興財団 HP <https://www.sanpainet.or.jp/service03.php?id=43>)
- 資料 1-2 認証業務に関する国土交通省との意見交換メモ
- 資料 2-1 建設リサイクル法の施行状況の評価・検討に関する追加の意見
- 資料 2-2 建設リサイクル法の施行状況の評価・検討への対応について概要メモ
- 資料 2-3 建設リサイクル法に関する制度の見直しについての要望書 (石膏ボードの特定建設資材への追加等) (平成 29 年 9 月 25 日、全産連発第 163 号)  
<https://www.zensanpairen.or.jp/activities/demand/>
- 資料 3-1 公益社団法人全国産業資源循環連合会 部会規則
- 資料 3-2 建設廃棄物部会細則
- 資料 4 令和3年度第1回建設廃棄物部会運営委員会議事録
- 追加資料 1 再生品認証業務における利用先が民間工事等の場合の確認方法 (案) (振興財団作成) (運営委員限り)
- 追加資料 2 産業廃棄物処理業者向けリサイクル認証事業 (イメージ) (振興財団作成) (運営委員限り)
- 追加資料 3 リサイクル推進のための廃棄物分類別の調査認証チームの対応 (案) (振興財団作成) (運営委員限り)

## 【議事】

### 1. 開会

### 2. 挨拶

#### (1) 連合会挨拶

森谷専務理事が次のとおり挨拶した。

連合会理事、委員の任期は2年である。現委員の任期中は勝見検討会報告書が纏まり、有価物該当性通知が発出された。

廃石膏ボードの特定建設資材への追加など、進展が遅いと感じられている事項もあることと思う。その他、第三者認証の進展等についても報告し、ご検討いただく予定である。

資源高、円安等の要因もあり、事業運営において厳しい状況が続いていることと思う。

議連総会は5月24日に予定されており、その際には第三者認証の取組状況を連合会から報告する予定である。

#### (2) 部会長挨拶

浜野部会長が次のとおり挨拶した。

久しぶりの開催である。連合会の経営状況が悪化したことから、連合会理事会において収支改善策が決定された。運営委員会は原則としてオンライン開催することとなり、それに伴い運営委員会出席のための交通費は支給しないこととなった。

今年度の連合会総会において役員改選が予定されている。私（浜野部会長）は今期を以て役員を退かせていただくこととした。よって今回が部会長として最後の運営委員会となる。そのため事務局にはハイブリッドでの開催をお願いした。

私（浜野部会長）は、平成8年から運営委員として参加し、平成26年からは三本前部会長の後を引き継いで部会長を仰せつかった。令和2年7月には環境省から有価物該当性通知を発出して頂き、廃棄物卒業の道筋を付けることができた。しかし、これだけでは不十分であり、実際にリサイクル品を利用させていただくことこそが重要である。

今後は、政治連盟副理事長としてその実現に向けて働きかけを行って参りたい。

### 3. 報告

#### (1) 建設汚泥再生品の有価物該当性に係る審査認証について（資料1）

事務局が資料1-1及び資料1-2について説明し、意見交換を行った。

主な意見は以下のとおり。

- （浜野）当社も申請書を提出したが、コロナの影響により現地確認審査が遅れ気味である。
- （福岡）再生土はどのような基準で審査されるのか。  
←（浜野）無害な原料を使用し、無害な材料を製造すること、ニーズに沿う性能を有した材料を製造することなどが審査される。
- （細沼）当社は認証を取得した。認証を取得した製品は、製造した時点で有価物と見なされるため、廃棄物処理法の廃棄物保管基準等は適用対象外となる。ところで、先ほど質問があった再生土とは、廃棄物である建設汚泥を利用して製造した再生土であり、建設工事等において、これが残土より優先して広く利用されることを期待

している。

- (浜野) 認定を受けた製品は、広域的に利用しやすくなることを期待している。

## (2) 建設リサイクル法の施行状況の評価・検討に関する追加の意見について (資料2)

事務局が資料2-1を説明し、文副部長から意見書の目的はリサイクルの推進であり、それを実現するための対策が不可欠であると補足説明があった。

その後、意見交換を行った。主な意見は以下のとおり。

- (蔵本) p.7の最後の「中間処理における「選別」の許可の解釈等の検討が必要である。これが先に進まない、議論は先へと進まない。」が全てだと思うが、これは前に進まないのか。
  - ← (事務局) 連合会の意見書 (p.11の「2」及び「3」)にも記載している。意見書の提出後に国交省が開催した非公開の検討会は、環境省も出席しており、その検討会において国交省から環境省に何度も選別の許可の検討の進展について確認があったが、環境省から回答がない状況である。国交省は、環境省からの回答がないため、石膏ボードの特定建設資材への指定に向けた検討を含め、建設リサイクル法の施行状況の評価・検討を先に進めることが難しいと説明があった。
- (蔵本) 選別だけの許可を出すのはハードルが高いのか。
  - ← (事務局) 石膏ボードだけを特別扱いすることはできないということのようだ。
- (文) 混合廃棄物分科会では、どうすればうまくリサイクルすることができるかという観点で検討を進め意見書を整理した。法解釈をする立場の者が現実を理解できていないことがそもそもの問題である。
- (東條) 当県では選別の名称が付いた許可は出ないが、他の地域では違うのか。
  - ← (森谷) 環境省の通知において中間処理とは、物理的、化学的、生物的に処理することとされている。本通知によれば、手選別はこれらには該当しないと判断される。廃石膏ボードの本格的な再資源化施設に持ち込むための前選別に限り限定的に認めてもらう必要があるだろう。廃棄物処理法における中間処理の考え方を変更することを求めても環境省は動かないだろう。
- (東條) 当県では破碎の許可は出るが、破碎選別など選別という名称が付いた中間処理の許可は全く出ない。
  - ← (事務局) 廃石膏ボードのリサイクル施設からは破碎せずに搬入することが求められている。しかし破碎選別の許可を取得した中間処理施設から、破碎せずに搬出することは認められていない。
- (文) 重要なことはどうすればリサイクルを進めることができるかということである。リサイクルするために破碎する必要はないにもかかわらず、破碎せずにリサイクル施設に搬出することを問題視することが本末転倒である。

## 4. 議事

### (1) 建設廃棄物部会の今後の運営について (資料3)

浜野部長から以下の説明があった。

冒頭挨拶したとおり、私(浜野部長)は、今期をもって連合会の理事を退くこととした。資料3-1の部会規定第7条第3項において、部会長は連合会長が委嘱することとな

っている。私が部会長を退任するにあたり、次期部会長候補者として藏本副部会長を永井会長に推薦したいと考えている。また、文副部会長も今期をもって退任される方向であるため、分科会の座長についてもご相談したい。

部会の運営は、新たな部会長の考えに基づき運営していただければ良いと考えている。そこで藏本副部会長の考えを聞いたうえで、皆様のご意見をお聞かせいただき、今後の運営の参考としていただければ良いと思うがいかがか。

一同が賛同し、浜野部会長の指名により藏本副部会長から以下の発言があり、意見交換を行った。

- (藏本) 正式な手続きはこれからであるが、浜野部会長からご指名をいただいた。これまでの活動を継承しつつ、新たな課題にも挑戦して参りたいと考えている。建設廃棄物部会には3つの分科会がある。建設汚泥分科会及び再生砕石分科会では、廃棄物該当性に係る判断の見直しに向けて検討を進めてきた。さらに、再生砕石、建設汚泥改良土、ハイブリッドソイル等を利用する仕組み作りに取り組んできた。二つの分科会は、方向性としては同じ方向を向いているため、一緒に活動した方が良いか、別々の分科会として活動した方が良いかについてご意見をお聞かせいただきたい。混合廃棄物分科会では、廃石膏ボードの特定建設資材への追加に向けて意見を取りまとめており、この実現に向けてどのように取り組んでいくべきかについてご意見をお聞かせいただきたい。
- (福岡) 個別に議論すべき課題、一緒に議論すべき課題はあると思う。それぞれの分科会は統廃合せずに残しておいてはどうか。建設汚泥分科会のメンバーは首都圏が多いが、再生砕石分科会は各地域が網羅されているので、地方の問題も取り扱える。
- (梅原) 再生砕石と建設汚泥改良土は、同じ第三者認証の対象であり、使途もほぼ同じである。利用してもらうことが最大の課題である。細かい部分は違うかもしれないが、目的を明確にするうえでは一緒に検討してはどうか。
- (文) 私(文副部会長)も今期で連合会理事及び建設廃棄物部会運営委員を退任させていただくこととした。今月末(5月26日)に開催予定の混合廃棄物分科会の際に、分科会員の皆様にその旨お知らせしたい。現在、混合廃棄物分科会の座長を仰せつかっているが、後任の座長もどなたかに引き継いでいただく必要がある。資料3-2の部会細則第5条では、分科会の座長は部会長が指名することとなっているので部会長と相談させていただきたい。
- (浜野) 分科会ではそれなりの活動成果が出ている。細沼副部会長は、再生砕石分科会の座長をお引き受けいただいている。細沼副部会長は、建設汚泥分科会にも参加されており、両方の分科会の内容を熟知されている。今後の方針については、新部会長にお任せすることで良いか。  
← 一同、了承した。
- (浜野) 何度もいうように実際に利用していただくことが目的である。有価物該当性通知や第三者認証のスタートを受けて、悪乗りしてくる業者が必ず出てくる。連合会としてはそのような業者は排除していかなければならない。業界として間違いを犯してはならない。

## (2) その他

- (細沼) 振興財団の担当者が当社を訪れた際に、第三者認証の利用先が公共工事に

限定されているため、それを民間工事にも広げることへの意見を求められたが、時期尚早であると指摘した。

一方、第三者認証の対象品目の拡大については、例えば混合廃棄物分科会などで品質基準等を検討し、振興財団に提案することも想定できる。

- (浜野) 第三者認証の対象品目の拡大より、認証を受けた製品が利用されることを優先すべき。利用されていない状況で対象品目を拡大することを優先することは認められない。
- (文) 廃棄物処理の名称はいずれなくなるだろう。不要になった物、廃棄された物は全て次の資材の資源として利用されるという意識で事業を運営することが不可欠である。その意識を強く持って取り組んでいく必要がある。
- (梅原) アスファルト再生プラントは、大資本の企業が多い。それらのプラントでは残ったものを再生材として利用したいが売れなくて困っている状況である。そのような事業者を仲間に加えて一緒に活動してはどうか。
- (梅原) 各地で盛土条例が整備されつつあり、残土処分場や盛土材のストックヤードには厳しい基準が課せられている。有価物該当性通知に合致したものは建設資材として流通する。将来、それらを掘り起こした場合には、廃棄物を卒業しているにもかかわらず、がれき等が含まれている状態である。残土処分についても罰則規定が定められており、それらを残土処分場で処分することもできないと考えられる。
- (浜野) 廃棄物を卒業した物を利用した場合には、明らかに廃棄物を混ぜているものでない限り、掘り起こした物の性状で判断されることになるだろう。
- (細沼) 再掘削時の性状で判断されるだろう。がれきを埋めた場合には掘り起こしてもがれきである。再生土の場合には、掘り起こした際の性状により汚泥か残土かに区別されるだろう。第三者認証を受けた物であれば溶出基準を超過することはない。掘り起こした物が泥状であれば汚泥として処分する必要があるし、土砂であれば残土処分場で処分する必要がある。しかし、残土処分場で受け入れる場合でも、土壤環境基準項目の試験結果の提出を求められるなど受入基準は厳しくなっている。要求水準が厳しくなることでメーカーとしての我々の立場もより明確になり、業界としてはプラスだと考えている。
- (浜野) 建設廃棄物部会を退いた方も引き続き建設廃棄物部会の活動を応援して欲しい。

## 5. 閉会

以上で閉会した。